

道路運送車両法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 整備管理者の選任、変更の届出、届出事項等の変更等の届出
- ② 手続根拠 : 道路運送車両法第50条第1項、第52条
: 道路運送車両法施行規則第33条
: 道路運送車両法施行規則第70条第1項第3号、第4号
: 道路運送車両法施行規則第70条第2項
- ③ 手続対象者 : 乗車定員11人以上の事業用自動車を使用する自動車運送事業者
: 乗車定員11人以上の自家用自動車（レンタカーに限る）の使用者
: 乗車定員11人以上29人以下の自家用自動車（レンタカーを除く）を2両以上使用する者
: 乗車定員30人以上の自家用自動車（レンタカーを除く）の使用者
: 乗車定員10人以下の事業用自動車を5両以上使用する自動車運送事業者
: 乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自家用自動車を5両以上使用する者
: 乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の自家用自動車（レンタカーに限る）を10両以上使用する者
: 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車を10両以上使用する者

	乗車定員10人以下		乗車定員11人以上29人以下	乗車定員30人以上
	車両総重量8トン未満	車両総重量8トン以上		
自動車運送事業者	5両	5両	1両	1両
自家用(レンタカー)	10両	5両	1両	1両
自家用(レンタカー以外)	不要	5両	2両	1両
貨物軽自動車運送事業	10両			

- ④ 提出時期 : 整備管理者の選任届及び変更届については、選任後15日以内。
: 届出をした者が上記の手続対象者でなくなった場合は、その時から30日以内。
- ⑤ 提出方法 : 必要事項を記入した届出書に、下記の書類等を添えて提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類 : ○整備管理者の資格要件に該当する旨の書類
○過去2年以内に整備管理者の解任命令を発せられていない旨の書面
- ⑧ 申請書様式 : 各管轄の運輸支局整備課に用意してあります。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 各管轄の運輸支局整備課へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 各管轄の運輸支局整備課。
- ② 受付時間 : 各管轄の運輸支局整備課へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 各管轄の運輸支局整備課。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 届出制のため、審査基準はありません。
- ② 標準処理時間 : 届出制のため、標準処理時間ははありません。
- ③ 不服申立方法 : 届出制のため、該当しません。